

## 大隅良典記念奨学金に関するQ&A

### 【地方出身者枠】

1-1 Q. 申請できる学校の指定はありますか？

A. 募集要項の条件を満たしている生徒がいれば申請できます。

1-2 Q. 一つの学校から何名推薦できますか？

A. 1名です。

### 【ファーストジェネレーション枠】

2-1 Q. 応募資格として「親が4年制、6年制の大学を卒業していない者。」とありますが、母子家庭・父子家庭の場合はいかがですか？

A. 応募時点で志願者と同一世帯の親の最終学歴のみ条件を満たせば応募可能です。

2-2 Q. 申請するにあたって高等学校等からの推薦は必要ですか？

A. ファーストジェネレーション枠の申請には推薦の必要がありません。申請を希望する方は個人で直接ご応募ください。

2-3 Q. 親が4年制、6年制大学を卒業していませんが、兄弟が先に4年制大学、6年制に入学している場合でも申請可能でしょうか。

A. 申請可能です。「家族で最初に大学に進学する者」である必要はありません。

2-4 Q. 両親がいない場合、誰の最終学歴を記入しますか？

A. ご両親が亡くなられた場合や両親離別後に扶養している親が亡られた場合など、ご両親がいらっしゃらない方は親の最終学歴を記載する必要はありません。

2-5 Q. 親が4年制、6年制大学を卒業していないことはどのようにして証明しますか？

A. 証明書類の提出は必要ありません。申請書類に最終学歴をご記載いただき、記載内容に誤りがないか確認のため署名をいただきます。

### 【女子学生枠】

3-1 Q. 女子枠での受験を予定していないくても申請できますか？

A. 入試の形態は問いませんので、ご申請いただけます。

### 【地方出身者枠・ファーストジェネレーション枠・女子学生枠共通】

4-1 Q. 3つの枠のいずれの申請要件を満たしています。3つの枠を併願することはできますか？

また、併願した場合、採用率は上がるのでしょうか？

A. 併願は可能とします。申請書(様式1-1)の申請枠欄で希望する枠すべてにチェックし、申請書(様式1-2)で枠ごとに記入する内容をもれなく記載して申請してください。なお、地方出資者枠を希望する場合は、推薦書(様式3)と連絡票の提出も必要ですので、留意してください。

なお、申請書類の内容にて審査しますので、併願により採用率が上がるということはございません。

- 4-2 Q.** 全履修科目的評定平均値が4.3以上相当とはどういうことでしょうか？
- A. 平均値が4.3に満たない場合でも数学・理科が非常に優れていると判断できる業績を有するものはその業績をもって4.3以上相当と判断することがあります。
- 該当者は業績の証拠書類をご提出ください。
- 4-3 Q.** まだ希望学院・学部及び試験区分を悩んでいます。どのように記入すればいいでしょうか？
- A. 申請書の内容と入学願書が違っていても問題ありませんので、申請時の希望を記入してください。
- 4-4 Q.** 申請書(様式1-1,1-2および様式2)は鉛筆書きで良いでしょうか？
- A. 黒ペンまたは黒ボールペンで記入してください。フリクションペンは使用しないでください。
- 4-5 Q.** 推薦書(様式3)はパソコンで作成していいでしょうか？
- A. 様式に収まっていれば問題ありません。
- 4-6 Q.** 家族の状況はどこまで記入が必要ですか？
- A. 同居別居を問わず学生本人と生計を同じにする者全員を記入してください。  
ただし、別居して独立の生計を営む兄弟姉妹や、生計を同じにしない別居の祖父母等別生計の家族は、記入する必要はありません。
- 4-7 Q.** 職業欄はどのように記入すればいいでしょうか？
- A. 無職の場合は「無職」「家事手伝い」等、パート勤めの場合は「パート」と記入してください。
- 4-8 Q.** 収入に関する書類は何年のものを提出でしょうか？
- A. 2026年度申請の場合、源泉徴収票・確定申告書(控)については令和6年分、課税証明書(非課税証明書)は令和7年度(令和6年の収入)を提出してください。
- 4-9 Q.** 無職の場合でも課税証明書(非課税証明書)は必要でしょうか？
- A. 非課税証明書を提出してください。
- 4-10 Q.** 課税証明書(非課税証明書)は原本が必要でしょうか？
- A. 原本を提出してください。
- 4-11 Q.** 源泉徴収票は原本が必要でしょうか？
- A. コピーで構いません。
- 4-12 Q.** 確定申告書(控)は税務署に提出したものすべての提出が必要でしょうか？
- A. 第一表と第二表を提出してください。※上部に受付日時・受付番号の記載があるもの、または受信通知(申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号)が必要です。
- 4-13 Q.** 給与所得と給与所得外がある場合、収入制限はいくらでしょうか？
- A. 個別にお問い合わせください。所得の内訳を確認させていただいた上で申請可能か判断します。

**4-14 Q.** 他の奨学金との併給は可能でしょうか？

A. 日本学生支援機構を除く他の給付型奨学金との併給は不可です。

**4-15 Q.** 在学期間が4年(医学部医学科・歯学部歯学科については 6 年)を過ぎた場合でも奨学金は支給されますか？

A. 受給期間は最短修業年限です。そのため在学期間延長となった場合に受給期間は延長できません。

**4-16 Q.** 「修業年限が 4 年の学士課程卒業後引き続き本学の修士課程に入学し、資格を満たす場合は、申請に基づき修士課程の標準修業年限以内で支給を継続する」とありますが、修士課程入学時にも審査があるのでしょうか？

A. 修士課程入学時に改めて世帯の年収を証明する書類をご提出いただき、資格を満たすか再度確認いたします。なお、面接等の審査はございません。

**4-17 Q.** 奨学金が内定となった場合、入試に有利になることはありますか？

A. 本奨学金への申請内容や選考結果が入試に影響を与えることはございません。

**4-18 Q.** 内定をいただいたのですが、東京科学大学に入学願書を出願しませんでした。どのような手続きが必要でしようか？

A. 内定辞退届を提出してください。

**4-19 Q.** 内定をいただいたのですが、合格することができませんでした。来年度合格した場合奨学金を受けることは可能でしようか？

A. 申請した年度に合格をしない場合は内定取り消しとなります。